

要配慮個人情報の取得について (条例第 5 条第 3 項第 3 号関係)

根拠規定

山梨県個人情報保護条例 (抄)

(定義)

第二条

1・2 略

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4～11 略

(取得の制限)

第五条 実施機関は、個人情報を取得するときは、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

2 実施機関は、要配慮個人情報を取得してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか(特定個人情報にあつては、第一号)に該当するときは、要配慮個人情報を取得することができる。

一 法令の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の指示等(以下「法的拘束力のある指示」という。)に基づくとき。

二 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務を遂行するとき。

三 山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、利用目的を達成するため必要があると実施機関が認めたとき。

4 略

意見聴取の対象となる事務

- ・ 子どもの死亡登録検証事務 (子育て支援局子育て政策課)

新たに追加する個別事項 (案)

山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準・表 1 に、次の例外事項を追加する。

内容	取得する要配慮個人情報	取得する理由
(子どもの死亡登録検証事務) 18歳未満の子どもの死亡の背景や経緯等を検証し、効果的な予防策を導き出すに当たり、次の事項に係る要配慮個人情報を取得する場合	①人種 ②信条 ③社会的身分 ④犯罪に関する経歴 ⑤病歴 ⑥犯罪により害を被った事実 ⑦心身の機能の障害 ⑧医師等により行われた健康診断等の結果 ⑨医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 ⑩刑事事件に関する手続き ⑪少年の保護事件に関する手続き	18歳未満の子どもの死亡の要因を検証するためには、病歴等の死亡に至った背景や経緯等に係る要配慮個人情報を取得する必要がある。

現行の類型事項及び個別事項 (山梨県個人情報保護条例の解釈及び運用基準)

表1 要配慮個人情報の取得 (条例第5条第3項第3号関係)

類型事項

番号	類型	取得する要配慮個人情報	取得する理由
1	(相談、陳情、要望等) 県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で、相談者等の意思により提供される要配慮個人情報を取得することになる場合	①人種 ②信条 ③社会的身分 ④犯罪に関する経歴 ⑤病歴 ⑥犯罪により害を被った事実 ⑦心身の機能の障害 ⑧医師等により行われた健康診断等の結果 ⑨医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 ⑩刑事事件に関する手続き ⑪少年の保護事件に関する手続き	県民等から相談、陳情、要望等があった場合、その内容に関し、実施機関の十分な理解と適切な対応を期待して、相談者等から条例第2条第3項に定める要配慮個人情報について述べられることが考えられる。 この要配慮個人情報は、相談者の意思により述べられるものであり、取得することはやむを得ないものである。
2	(作文、論文等) コンクール、試験等において作成される作文、論文等の中に記載された要配慮個人情報を取得する場合	①人種 ②信条 ③社会的身分 ④犯罪に関する経歴 ⑤病歴 ⑥犯罪により害を被った事実 ⑦心身の機能の障害 ⑧医師等により行われた健康診断等の結果 ⑨医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 ⑩刑事事件に関する手続き ⑪少年の保護事件に関する手続き	各種のコンクールや試験の作文、論文等は、記載者が自らの意思で作成するものであり、その中に条例第2条第3項に定める要配慮個人情報について記載されることが考えられる。 この要配慮個人情報は、記載者が表現の自由に基づき記載したものであり、個人の権利利益を侵害するおそれは少ないものと考えられる。
3	(栄典、表彰等) 栄典、表彰等の事務において被表彰者、候補者等の次の項目に係る要配慮個人情報を取得する場合	④犯罪の経歴 ⑦心身の機能の障害 ⑩刑事事件に関する手続き ⑪少年の保護事件に関する手続き	栄典、表彰を行う場合、犯罪の経歴を有する者等が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。このため、候補者等の選考に当たっては、犯罪の経歴の有無等を確認することはやむを得ないものである。 また、表彰の性質上、心身の機能の障害に係る要配慮個人情報を取得することが必要である。
4	(議会対応等) 議会に係る事務を行うに当たり、議員の政党名、会派名、政治理念等の信条に係る要配慮個人情報を取得する場合	②信条 (宗教を除く。)	議会に関する事務を行うに当たって、事務の目的の範囲内で、議員の所属政党名、会派名、政治理念等の信条に係る個人情報を取得することが必要な場合がある。

5	<p>(研修者等の受入) 海外からの研修者や来客者等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障をきたさないようにするため、宗教に係る要配慮個人情報を取得する場合</p>	②信条 (宗教に限る。)	海外からの各種の研修者や来客者を受け入れる場合、宗教に基づく食事の制限や生活習慣に違いがあることから、相手方の宗教に係る情報を取得し、滞在中の適切な対応を図る必要がある。
6	<p>(公共事業等) 用地買収の際に、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の移転費用や祭礼費用等を算定するため、宗教に係る要配慮個人情報を取得する場合</p>	②信条 (宗教に限る。)	公共事業の用地買収を行うに当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転が必要となる場合、その改葬、移転費用や供養、祭礼に要する経費の補償費用の算定のため、土地、家屋所有者の宗教に係る情報を取得する必要がある。
7	<p>(出版、報道等) 新聞、書籍等により公にされている要配慮個人情報を出典先等を明示して取得する場合</p>	<p>①人種 ②信条 ③社会的身分 ④犯罪に関する経歴 ⑤病歴 ⑥犯罪により害を被った事実 ⑦心身の機能の障害 ⑧医師等により行われた健康診断等の結果 ⑨医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 ⑩刑事事件に関する手続き ⑪少年の保護事件に関する手続き</p>	<p>公に出版されている新聞や本、雑誌等の書籍に掲載されている条例第2条第3項に定める要配慮個人情報を実施機関が事務の必要性から取得することが考えられる。 この要配慮情報は公知の情報であり、個人の権利利益を侵害するおそれは少ないものと考えられる。</p>
8	<p>(診療、保健指導等) 病院、保健所等の機関が診療、保健指導等を行うに当たり、患者等の要配慮個人情報を取得しなければならない特別な理由がある場合</p>	<p>①人種 ②信条 ③社会的身分 ④犯罪に関する経歴 ⑤病歴 ⑥犯罪により害を被った事実 ⑦心身の機能の障害 ⑧医師等により行われた健康診断等の結果 ⑨医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 ⑩刑事事件に関する手続き ⑪少年の保護事件に関する手続き</p>	患者や受診者等の病状等に合わせた的確な治療行為や予防行為、保健指導等を行うために、当該患者等の要配慮個人情報を取得することが必要な場合がある。

9	(教育、指導等) 教育、指導、訓練等の事務を行うに当たり、対象者の要配慮個人情報を取得しなければならない特別な理由がある場合	①人種 ②信条 ③社会的身分 ④犯罪に関する経歴 ⑤病歴 ⑥犯罪により害を被った事実 ⑦心身の機能の障害 ⑧医師等により行われた健康診断等の結果 ⑨医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 ⑩刑事事件に関する手続き ⑪少年の保護事件に関する手続き	生徒や受講者等に対し、的確な教育、指導等を行うためには、当該生徒等の要配慮個人情報を取得することが必要な場合がある。
10	(人権施策) 人権施策に関する事務を実施するため社会的身分に関する個人情報を取得する場合	③社会的身分	人権施策に関する事務を行うに当たっては、その対象となる者について社会的身分に係る要配慮個人情報を取得する必要がある場合がある。
11	(イベント等配慮) イベント、研修等の開催に当たり、関係者に適切な配慮を行うために、次の項目に係る要配慮個人情報を取得する場合	⑤病歴 ⑦心身の機能の障害 ⑧医師等により行われた健康診断等の結果 ⑨医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤	イベント、研修の開催に当たっては、参加者、受講者等の関係者の心身の状況に応じて適切な配慮を行う可能性があることから、病歴等に係る要配慮個人情報を取得することが必要な場合がある。
12	(疾病等支援) 特定の疾病、障害等に関する制度の対象となるか判断するに当たり、次の項目に係る要配慮個人情報を取得する場合	⑤病歴 ⑦心身の機能の障害 ⑧医師等により行われた健康診断等の結果 ⑨医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤	特定の疾病、障害等を持つ者に対して行う給付金、サービス給付等の支援を行うに当たっては、制度の対象となる要件等を確認するために、病歴等に係る要配慮個人情報を取得することが必要な場合がある。
13	(選考、採用等) 選考、採用等の人選とその後の処遇に当たりまた、採用後の人事管理及び健康管理に当たり、次の項目に係る要配慮個人情報を取得する場合	⑤病歴 ⑦心身の機能の障害 ⑧医師等により行われた健康診断等の結果 ⑨医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤	選考、採用等に当たって適格性等を判断するため、また、採用後、人事管理及び健康管理のため、病歴等に係る要配慮個人情報を取得することが必要な場合がある。
14	(災害、事故等) 災害、事故等が発生した際に、調査等を行うに当たり、次の項目に係る要配慮個人情報を取得する場合	⑤病歴 ⑥犯罪により害を被った事実 ⑦心身の機能の障害 ⑧医師等により行われた健康診断等の結果 ⑨医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤	災害や事故が起こった場合に、事故の状況及び被害の状況等を正確に把握するため、犯罪により害を被った事実及び病歴等の要配慮個人情報を取得することが必要な場合がある。

個別事項

番号	内容	取得する要配慮個人情報	取得する理由
1	<p>(児童虐待が疑われる児童の情報共有に関する事務) 警察が認知した児童虐待が疑われる児童の情報共有に当たり、次の項目に係る要配慮個人情報を取得する場合</p>	<p>⑥犯罪により害を被った事実 ⑩刑事事件に関する手続き</p>	<p>警察が児童虐待に係る通告の要否を判断し難しい場合に、児童の安全確保の見地から児童相談所等が保有する情報を警察に提供するに当たり、警察からの照会事項として犯罪により害を被った事実等に係る要配慮個人情報を取得する必要がある。</p>
2	<p>(児童福祉施設保護者(本人)負担認定事務) 児童福祉施設に入所している児童について、入所に係る措置をその世帯(本人)の負担能力に応じて、徴収するための額を認定するに当たり、次の項目に係る要配慮個人情報を取得する場合</p>	<p>④犯罪の経歴 ⑤病歴 ⑥犯罪により害を被った事実 ⑦心身の機能の障害 ⑧医師等により行われた健康診断等の結果 ⑨医師等により行われた指導又は診療若しくは調剤 ⑩刑事事件に関する手続き ⑪少年の保護事件に関する手続き</p>	<p>措置児童の障害の状況や措置に至った経緯(措置児童の保護者等が刑事施設に收容されることにより擁護できなくなるかどうか等)を確認するため、犯罪の経歴等に係る要配慮個人情報を取得する必要がある。</p>
3	<p>(特別養護老人ホーム入所申込者調査事務) 特別養護老人ホームの入所申込者の実人数を調査するに当たり、次の項目に係る要配慮個人情報を取得する場合</p>	<p>⑤病歴</p>	<p>施設入所申込者の実人数を把握するためには、複数の施設に申し込みを行っている者を、氏名、生年月日、性別、要介護度等から集約する必要があるため、病歴に係る要配慮個人情報を取得する必要がある。</p>
4	<p>(入札参加資格審査事務) 入札参加資格について適格性及び工事等の施工能力を審査するに当たり、次の事項に係る要配慮個人情報を取得する場合</p>	<p>⑦心身の機能の障害</p>	<p>入札参加資格審査において、必要な施工能力を判定するための総合数値を算出する主観的事項の加点項目に「障害者雇用」があり、障害者の雇用状況を確認するため、心身の機能の障害に係る要配慮個人情報を取得する必要がある。</p>